

今冬は大雪か

方針、除雪の状況を判断して除雪を行い、冬期間道路交通の確保を図る。除雪機械の出動は、概ね降雪量が二十五cm以上となる見込みの場合行なう。

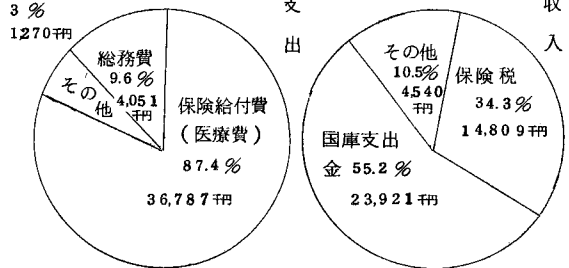
道路の除雪対策

道路の除雪は次の順で行なう。一、第一次路線 村道国道... 二、第二次路線 村道国道...

一、東部用水路は防火用水確保のため常時通水する(土地改良区) 二、除雪する道路の両側に雪の壁が出来るので要所、要所に取水口を、東部用水、五ヶ江用水、西側用水路に設ける(消防団総代)

一、除雪の際、施設又は器具等を破損した場合は総代を通じて産業振興課へ申出する。 二、除雪の際、施設又は器具等を破損した場合は総代を通じて産業振興課へ申出する。

一、除雪の際、施設又は器具等を破損した場合は総代を通じて産業振興課へ申出する。 二、除雪の際、施設又は器具等を破損した場合は総代を通じて産業振興課へ申出する。



この会計はそれぞれの目的を定めて三つの会計に区分されています。そのあらましをお知らせします。この主な要因は大字月瀧村内の新道から月寿荘前に通ずる農林水産業開発道路の着工による補助金(一、四七九千円)前年まで

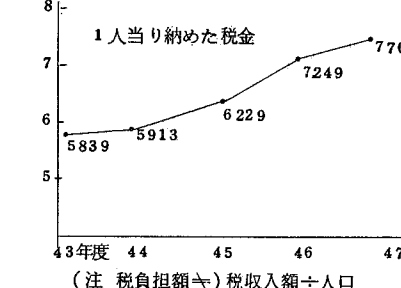
うち糸郷屋/東長島迄、釣奇/釣奇新/木滑下神社裏迄、野内庄松/高木市どん脇迄、夕ホ小路、光伝寺脇/東道迄、東長島倉庫、木滑倉庫、木滑公会堂、児玉忠七ど、角元門脇の各道路、大別当、梅元原脇/小武内吉太郎裏、針ヶ曾根降路。

一、除雪の際、施設又は器具等を破損した場合は総代を通じて産業振興課へ申出する。 二、除雪の際、施設又は器具等を破損した場合は総代を通じて産業振興課へ申出する。

一、除雪の際、施設又は器具等を破損した場合は総代を通じて産業振興課へ申出する。 二、除雪の際、施設又は器具等を破損した場合は総代を通じて産業振興課へ申出する。

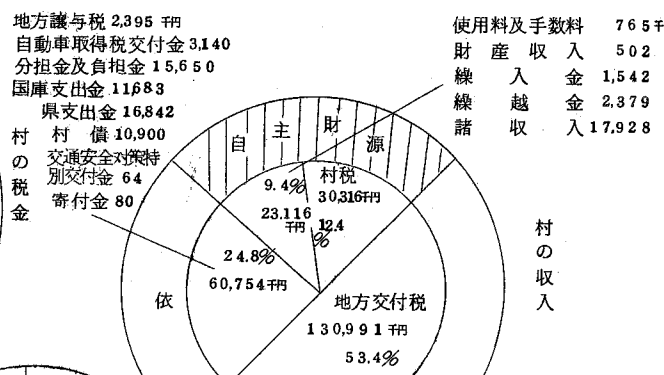
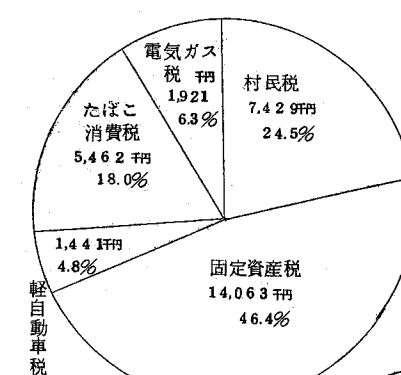
Table with 4 columns: 会計区分, 収入, 支出, 差引残金. Rows include 一般会計, 国保事業会計, 国保診療会計, 簡易水道会計, 合計.

昭和四十七年度は前年より収入全体が、一四、九分増加しています。この主な要因は大字月瀧村内の新道から月寿荘前に通ずる農林水産業開発道路の着工による補助金(一、四七九千円)前年まで



村の台所 このように使われました。村では十一月二十七日臨時村議会にて昭和四十七年度の決算を承認いただきました。そのあらましを皆様にお知らせいたします。村の会計は一般会計と使途が定められていて、特別会計に区分し収支をあらわしています。

十七年度月瀧村各会計決算の認定並びに昭和四十七年度白根市外三ヶ村伝染病舎組合決算の認定の二件でありましたが、一般会計及び国保診療所特別会計については賛成多数(反対二名)、国民健康保険特別会計及び簡易水道特別会計は満場一致で、それぞれ認定されました。(明細については別掲)



- 昭和47年度に実施したおもな事業 (単位千円) 農林水産業開発道路工事費 13,790 (生産組合施設補助) 7,173 県特殊排水事業地元負担金 7,715 養豚団地水道施設工事 250 交通安全施設整備工事 444 月寿荘造園工事 312 保育園バス及児童遊園プール 3,199 西置場道路改良外道路舗装工事 (土地買収補償費、測量登記含む) 28,595 木滑排水ポンプ臨時工事 102 月瀧宅地残水排水路改良工事 1,723

